2017 年 11 月 7 日発行

2017 年 11 月号 山本拓レポート

山本拓国会事務所
TEL. 03-3508-7282　FAX. 03-3507-8727
takunetwork@yamamototaku. jp
http://yamamototaku. jp/
山本拓福井事務所
TEL. 0778-51-8834　FAX. 0778-51-8988

衆議院総選挙で自民党が勝利！　公約等政策の実現へ全力！！

10 月 22 日に投開票された衆議院総選挙では、自民党が小選挙区 218 議席、比例代表 66 議席、合計 284 議席をいただき、勝利することができました。

私、山本拓も比例区（北陸信越ブロック）から単独で立候補させていただき、無事に 8 期目を迎えることができました。

国民の皆様からいただいた負託に応えるべく、今後は公約等、選挙中に主張してまいりました政策の実現を図るべく、全力で取り組んでまいります所存です。

以下、主要な政策をご紹介いたします。

情報伝達を中心とした災害対策の充実

激甚化・局所化している近年の災害においては、堤防等のハード対策を進めるのみならず、情報伝達による一刻も早い住民の避難が、命を守るために必要不可欠です。

避難を最終的に判断するのは住民自身ですが、その判断のために必要な情報の提供は市町村の責務です。国（国交省、気象庁等）や都道府県等の各機関の情報が市町村に適切に伝達され、住民にしっかりと伝えるためには、①必要な情報の収集と、②情報伝達手段の重層化等による確実な伝達を図ることが必要ですので、国交省の掲げる「逃げ遅れゼロ」を実現できるよう取組を一層加速させます。

米粉・パックご飯の更なる普及

世界で年間 7 億トン消費されている小麦に代わる米粉の普及、パックご飯の輸出の増加により米の需要・消費を拡大させ、水田フル活用を図ります。

米粉については、これまで①グルテンを全く含まない米粉＝ノングルテン米粉の基準、②各社バラバラだった使い勝手を統一する「用途別基準」（1 番：菓子・料理、2 番：パン、3 番：麺）を策定しました。

今後は同基準の浸透とともに、米粉用の米の生産コストの低減化や米粉に向いた米の品種の導入を促進し、米粉の価格低下と更なる普及に取組みます。

森林環境税の創設

森林経営に無関心・森林を手放したい所有者の増加、世代交代等で所有者や境界が不明確な森林の拡大等により、森林が本来持つ多面的機能（国土保全機能・水源涵養機能、二酸化炭素吸収・固定機能）が失われかねませんので、市町村が主体となる森林整備をしっかりと制度化し、そのための財源として森林環境税の創設に向けた検討を加速化し、今年中に結論を得ます。

国政選挙への電子投票導入

開票時間の迅速化、疑問票・無効票の根絶、マイナンバーカードによる本人確認の円滑・確実な実施、投票受付・開票作業にかかる人員コストの大幅な削減のため、サイバー攻撃等に対する安全性の確保を確保した上で、投票機を用いた電子投票を導入するための法案を提出し、実現へ繋げます。

参議院の合区解消のための憲法改正

一票の格差を解消するため、参議院では既に鳥取・島根、徳島・高知で選挙区が一本化される「合区」が導入されました。

2019 年 7 月に行われる次の参議院議員選挙は、このままでは福井県と石川県が合区となってしまいます。それまでに、憲法第 47 条の改正を行って合区を回避し、改選ごとに各都道府県から最低でも一名は選出されるようにしなければなりません。

そこで、自民党福井県連では、以下のような憲法改正の試案を取りまとめました。この試案を基に、憲法改正議論を迅速に進めてまいります。

【現在の憲法第 47 条】

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

【憲法第 47 条の改正案】

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

参議院議員の選挙については、改選ごとに都道府県〔広域的な地方公共団体〕から少なくとも一人が選出されるよう定めなければならない。

その他の主な政策

◆全世代型社会保障（幼児教育無償化、待機児童解消、介護職員の処遇改善等）
◆観光立国の実現（訪日外国人の受入体制整備等）
◆再エネの拡大等責任あるエネルギー政策　　等

食物依存性運動誘発アナフィラキシー（FDEIA）をご存知ですか？

食物依存性運動誘発アナフィラキシー（FDEIA）は、特定の食物を摂取した後の運動負荷によってアナフィラキシー（アレルギー症状の一つ。重篤な場合は死に至ることもある）のことです。

近年ではプロテニスプレーヤーのノバク・ジョコビッチ選手が（小麦）グルテンアレルギーであることを発表し、グルテンを摂取しない食生活を取り入れ、その後の活躍に繋がったと言われています。

FDEIA は、小麦アレルギー有症者が多いと言われる欧米において注目され、その後、1984 年に日本でも論文が発表されて以降、報告数が増加し、現在に至っています。

FDEAI がどのような運動によって発症するかは様々な要因により左右されますが、サッカーやランニング等のほか、散歩や入浴等により発症することもあると報告されており、身近な疾患であることが分かります。ある日突然発症する可能性は誰にでもあります。

原因食物としては約 62%が小麦とされています。

運動と食べ物は深く関係しています。その中でも FDEIA を含む食物アレルギーの多くは小麦が原因となっているので、小麦に代わる米粉の普及を通じて、小麦アレルギーの方へ美味しい米粉食品を提供すると同時に、米の消費拡大を図ってまいります。

詳細情報等は山本拓事務所までお問合せ下さい。【HP:http://yamamototaku. jp/　電話:03-3508-7282／0778-51-8834】

全国の中小河川の緊急点検を実施！水位計の増設へ！

国交省は、先般の豪雨被害の発生を踏まえ、都道府県と連携して、①土砂・流木による被害の危険性、②再度の氾濫発生の危険性、③水位把握の必要箇所等について、全国の中小河川で緊急点検を行うこととしました。11 月末を目途に、点検結果と対応策がまとめられる予定です。

大きな河川は国や都道府県等によって構成される大規模氾濫減災協議会により対策が進められることとなっていますが､災害が発生するのは可能性があるのは､その対象とはならない中小河川でも同様です。一刻も早く対策が必要な箇所の抽出を行い、ハード・ソフトの両面から対策を重点的に行う必要があります。

点検の内容

①土砂・流木対策

背景：九州北部豪雨では、局地的かつ猛烈な降雨により、急流河川等で大量の土砂や流木が発生し被害が拡大。一方、透過型砂防堰堤（停滞に開口部を有するために流木補足効果が高い堰堤）等が整備されていた箇所では、流木を補足し、家屋被害等を防止できたところもあったことから、それらの整備に必要な点検を行う。

対象：谷底平野を流れる河川、過去に土砂・流木による甚大な被害が発生した履歴のある河川

- 氾濫発生の危険度（砂防施設の整備状況、被災履歴等）
- 想定される被害（被害想定家屋数、面積）
- 土砂・流木氾濫による被害が想定される重要施設

②再度の氾濫防止対策

背景：近年、中小河川で越水等による度重なる浸水費が発生しており、治水安全度が低い中小河川も多いことから、再度の氾濫発生の危険性が高いため、その危険性の把握を行う。

対象：全国の中小河川（重要水防箇所）

- 氾濫発生の危険度（流下能力、被災履歴）
- 想定される被害（浸水想定家屋数、面積）
- 浸水が想定される重要施設
- 各河川の特性を踏まえた有効な治水対策

③水位把握

背景：避難の状況判断や河川計画等の策定のための水位計の設置が進んでおらず、洪水時における河川水位等の現況把握が困難となっていることから、水位計整備のために必要な調査を行う。

対象：全国の中小河川

- 各河川における水位の設置状況
- 水位把握の必要箇所の抽出

住宅セーフティネット用住宅改修支援

高齢者、低所得者、障害者、新婚・子育て世代等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等、民間賃貸住宅や空き家を活用した新しい住宅セーフティネット制度が 10 月 25 日から始まりました。

それにともない、国交省は、その供給促進を図るため、既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする民間事業者等に対して、一部補助を行います。

①補助要件

- 住宅確保要配慮者専用住宅として登録されるもの
- 登録専用住宅として 10 年以上登録するもの
- 入居者の家賃の額が一定額を超えないもの
- 自治体の空家等対策計画等において、空き家を登録住宅として有効活用する旨等が記載されていること
- 居住支援協議会等が登録住宅の情報提供・あっせんを行う等、自治体が居住支援協議会等と連携する取組を行っていること

②補助率と限度額

◆補助率：改修工事に要する費用の 1/3 以内

◆限度額：50 万円/戸

※ただし、耐震改修工事、間取り変更工事等を含む場合には 100 万円/戸

③補助対象工事

- 耐震改修工事
- 間取り変更工事
- 共同居住用住宅に用途変更するための改修工事
- バリアフリー改修工事
- 居住のために最低限必要と認められた工事
- 居住支援協議会等が必要と認める工事（ヒートショック対策、防火・消化対策工事、防音・遮音向上工事等）

④申請書提出期間

2018 年 2 月 28 日（水）消印有効

【全国版】空き家バンク運用開始

空き家・空き地バンクとは？

所有者が自治体（または自治体に委託された事業者）に空き地や空き家を登録し、利用希望者がそれを検索できるというマッチングを行うものです。

これにより、放置される空き家を減少させ有効活用が可能になるとともに、入居者による消費等による地域経済の活性化が見込まれます。

現在では全体の 4 割に当たる 763 の自治体が既に空き家バンクを設置しており、約 2 割の 276 の自治体が空き家バンクを準備中または設置予定となっています。

【全国版】空き家・空き地バンク試行運用

しかし、空き家バンクは、今までは、自治体ごとに設置され、物件の開示情報の項目も自治体によって異なっていた等、利用希望者等から課題が指摘されていました。

そこで国交省は、開示情報の標準化を図るとともに、各自治体の空き家等の情報を集約し、全国どこからでも簡単にアクセス・検索できるよう「全国版空き家・空き地バンク」の試行運用を開始しました。

現在、全国版への参加自治体は約 200 ですが、準備ができた自治体から順次掲載され、今年度末までに約 1000 の自治体の参加を目標としています。

以下の URL からご利用いただけます。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html

お問い合わせは山本拓事務所へお寄せください。【HP:http://yamamototaku.jp/　電話:03-3508-7282／0778-51-8834】